総　　則

第１節　目的等

【第１節の構成】

第１節　目的等	第１　目的及び目標	P.1
	主担当：危機管理室	
	第２　計画の性格	P.2
	主担当：危機管理室	
	第３　基本方針	P.3
	主担当：危機管理室	
	第４　計画の構成	P.4
	主担当：危機管理室	

第１　目的及び目標

【危機管理室】

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条（推進計画の特例）の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画であって、堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、堺市における国土強靭化に係る事項については、上位計画である堺市国土強靭化地域計画を指針とすることから、この計画の目標も堺市国土強靭化地域計画の基本目標及び事前に備えるべき目標と整合する。

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条による特別防災区域に係る防災については、同法 31 条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図る。

なお、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条に基づく堺市国民保護計画の定めるところによる。ただし、政府が武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針等を定め、本市において国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置するまでの間における初動対応や原因が不明の災害が発生した場合については、本計画等に基づき実施することとなり、継続性・一貫性を確保しつつ本計画において実施する。

１　基本目標

Ⅰ　人命の保護が最大限図られること
Ⅱ　市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
Ⅲ　市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ　迅速な復旧復興

２　事前に備えるべき目標

○　災害に強い堺市をつくる
Ⅰ　被害の発生を抑止する
Ⅱ　被害の拡大を抑止する
Ⅲ　迅速に判断･行動する
Ⅳ　早期の復旧・復興と生活再建

第２　計画の性格

【危機管理室】

1　この計画は、災害が発生しやすい自然的・社会的条件下にあって、多様化した土地利用、増加する様々な危険物等に対処し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策である「安全」を具現化するものである。

2　この計画は、堺市及び防災関係機関が、堺市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画である。

3　この計画は、堺市及び防災関係機関の堺市域に係る防災に関する責任を明確にし、堺市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。

4　この計画は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の視点並びに男女共同参画の視点を踏まえ策定するものである。

5　この計画は、法に定めのない事案についても、一般的危機管理対策として準用されることを想定し策定するものである。

6　この計画は、大阪府地域防災計画や堺市国土強靭化地域計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法（昭和24年法律第193条）に基づく水防計画等）との整合性・関連性を有するものである。

7　この計画は、令和3年3月に策定した本市の都市経営の基本となる計画である「堺市基本計画2025」の重点戦略5「強くしなやかな都市基盤～Resilient～」や、同時期に計画全体を見直し新たに策定した「堺市SDGs未来都市計画」のゴール11「住み続けられるまちづくりを」にかかるKPI達成の推進に資するものである。

第３　基本方針

【危機管理室】

１　地域防災計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項については、特に推進する施策を堺市国土強靭化地域計画の具体な取組として位置付けるなど、可能な限り定量的な目標を掲げ、進捗状況を把握する。これにより市域の防災対策の現状を把握し、効果的な施設の整備や体制の構築、これらに係る課題の抽出、予算の配分等を検討する。

２　実施計画の策定

(1) 局別実施計画の作成

各局は、本計画に定める分掌事務が的確に遂行できるよう体制整備やマニュアルの作成、研修等についての実施に関して局別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

(2) 区別実施計画の作成

各区役所は、各編に定める応急対策について、区役所区域の実情や地域性を踏まえて区別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

(3) 防災対応マニュアルの作成

各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、職員ひとりひとりの災害対応能力の向上を図るため、災害に関する知識、資器材の操作要領、具体的な活動要領等について時系列的に分かりやすく記載したマニュアルを作成する。

３　教育・訓練の実施

(1) 各局各区における教育・訓練

各局各区における全ての職員は、災害時に自らがどのように行動すべきか確実に把握し、予期せぬ事案が発生した場合には、その理解に基づき職員が自らの判断で行動できるようにするため、計画的に反復して教育・訓練を行う。

(2) 堺市危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）員等の教育・訓練

市は、災害時に災害対策本部組織を円滑に指揮・指導できる能力を体得するため、危機管理センター員等を、「人と防災未来センター」などの優れた防災体制を有する組織に研修派遣するなど、専門的知識や技術の習得を図る。

また、図上訓練等を実施し、各局各区の危機管理担当と連携及び能力向上に取り組み、各局各区における防災対策の中核を担う人材を育成する。

４　施設・設備等の環境整備

(1) 指定避難所の整備

避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。さらに、新型コロナウ

イルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(2) 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善

災害時の人的な対応能力の限界を補うため、危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善を図る。

第４　計画の構成

【危機管理室】

１　基本構成

「総則」

「災害予防対策」

各対策に対する予防策の基本方針を示す。

「災害応急対策」

地震・津波編：地震・津波に対する防災策の基本方針を示す。

風水害編：風水害に対する防災策の基本方針を示す。

事故等編：

①海上・・・海上災害に対する防災策の基本方針を示す。

②航空・・・航空災害に対する防災策の基本方針を示す。

③鉄道・・・鉄道災害に対する防災策の基本方針を示す。

④道路・・・道路災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑤危険物等・・・危険物等災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑥高層建築物、市街地・・・高層建築物、市街地災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑦放射線・・・放射線災害に対する防災策の基本方針を示す。

第 2 節　市域の概況

【第 2 節の構成】

第２節 市域の概況	第１　地理的条件	P.5
	主担当：市長公室	
	第２　社会的条件	P.6
	主担当：建築都市局、市長公室	

第１　地理的条件

【市長公室】

1　位置及び面積

堺市は、大阪府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市に、東は松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市に、西は高石市、南は和泉市、河内長野市に隣接している。市域は、東端（東経 135°35’15”）西端（東経 135°24’07”）南端（北緯 34°25’48”）北端（北緯 34°36’31”）で、面積 149.83 ㎢を有する。

2　地勢

市域は、地域的には東南部の和泉丘陵に連なる丘陵地帯、中西部の平野部と臨海部に大別され、市域の地盤高は、最も高いところで 268.9m、低いところで 0.1m となっている。

また、市内を流れる一級河川は大和川※1、西除川※2、狭間川、東除川※2、平尾小川、二級河川は、石津川※2 外 9 河川がある。

※1 は水防法第 10 条第 2 項に基づき指定した洪水予報河川で、近畿地方整備局大和川河川事務所と大阪管区気象台が共同して洪水予報を発表する河川。

※2 は水防法第 13 条に規定する水位周知河川で、洪水予報を行わないが、安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したとき、大阪府土木事務所が関係機関並びに一般に周知しなければならない河川。なお、東除川については堺市内に指定区間無し。

3　地質

周辺を山に囲まれて大阪堆積盆地が地下に形成されている。この盆地内部の西側低地部は大阪湾、東側は大阪平野となっている。堺市は大阪平野の大和川及び上町台地の南部に位置する。

堺市の西部には上町断層帯が南北に通過している。同断層は最近の活断層調査より、地震活動期がほぼ満期であると推測されている。この他に堺市に影響を与えると考えられる活断層は、大阪堆積盆地周縁に位置する生駒断層帯、中央構造線等である。

上町断層帯を軸線として堺市域を見れば、以西には沖積層がやや厚く堆積し、沿

岸域には大規模人工埋立地が造成されている。この海岸沿いの地域や埋立地は地震時に液状化の危険性が高い。

また、以東には高位・中位・低位段丘が分布し、南部の泉北丘陵は大阪層群下部・上部からなる。この地域一体は大規模な宅地造成が行われ、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も存在している。旧ため池の内陸埋立地も数多く分布する。

以上のように、堺市域の地盤環境は海域から陸域にかけて遷移し、脆弱箇所も局所的に数多く点在していることが特徴である。

4　気候

堺市は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に入る。

平年気温は 16℃～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500 ㎜程度で全国的にみても少ない方である。

また、年間平均風速は 0.7～2.9m／秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。（「2018 堺の環境」より）

第２　社会的条件

【建築都市局、市長公室】

1　土地利用

堺市の土地利用は、工場等が立地する臨海部、都心や地域生活拠点等を中心に市街地が形成されている内陸部、及び泉北ニュータウンがある南部の丘陵部に大別される。

臨海部（堺浜）においては、液晶パネル工場を核とするコンビナートや競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成し、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。

内陸部においては、堺東駅・堺駅を中心とする都心地域で、広域的な経済・生活圏での拠点性を高めるため、市民や地域の事業者等と連携しながら、商業・文化・行政・交流機能等を強化し、安全で賑わいと魅力のある都市の再生を図っている。

また、中百舌鳥駅周辺地域では、産業関連機関や教育機関と連携した産業振興拠点として機能の充実を図っており、美原区域でも、新拠点の形成に向けて、各種都市基盤の整備を推進している。

その他の既成市街地においても、市街地再開発事業の推進や、密集市街地における課題の解消など、良好な住環境の形成や都市機能の更新等を進めている。

丘陵部には、計画的に整備された市街地の泉北ニュータウンがあり、都市のオープンスペースとしての豊かな自然も残されており、住環境の維持・向上に努め、自然環境や農空間の保全と活用を図ることとしている。

2　人口

令和 3 年 9 月 1 日現在堺市の人口（推計人口）は 822,258 人、世帯数は 367,720 世帯であり、人口密度は 1 ㎢あたり 5,488 人となっている。

昭和 31 年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和 40 年後半からはその伸び率が鈍化し、昭和 60 年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成 17 年 2 月 1 日の美原町との合併を経て、平成 24 年 6 月にピークを迎えた。その後、人口は緩やかに減少している。

第３節　災害の想定

【第３節の構成】

第３節 災害の想定	第１　想定災害	P.8
	主担当：危機管理室	
	第２　南海トラフ地震防災対策推進計画	P.30
	主担当：危機管理室	

第１　想定災害

【危機管理室】

災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害（複合災害）は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

堺市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに発生が予想される災害は次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

1　地震災害
2　津波災害
3　風水害（内水氾濫・洪水氾濫・土砂災害）
4　高潮災害
5　海上災害
6　大規模火災
7　危険物等災害
8　交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
9　その他の特殊災害

1　堺市地震災害想定総合調査による被害想定の概要

本市は、堺市の地震防災検討に資することを目的として、平成 20 年度に堺市地震災害想定総合調査を実施した。これは、堺市域に甚大な影響を及ぼすことが懸念される内陸活断層や南海トラフの活動による大規模地震を対象として、その地震ハザード（地震動、液状化）を適正に評価し、堺市域における各種被害の発生地域と発生規模を予測するなどの地震災害想定を行ったものである。

堺市域への影響が大きいと考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、下記の 4 断層 10 ケースの地震を対象とした。

内陸直下型地震
　①上町断層帯地震　　（4 ケース）
　②生駒断層帯地震　　（2 ケース、松原断層）
　③中央構造線断層帯地震　（2 ケース）
海溝型地震
　④東南海・南海地震　　（1 ケース）

表 1　主な被害想定結果（想定地震は，地形・地質学的に蓋然性が高いケース）

			上町 断層帯	生駒 断層帯	中央構造線 断層帯	東南海・ 南海地震
	マグニチュード 震度		7.4～7.8 5 弱～7	7.5～7.9 5 弱～7	7.7～8.1 5 弱～7	7.9～8.6 4～6 強
建物 被害	全壊 棟数	棟	70,929 (71,237)	18,943 (19,213)	6,726 (7,070)	6,004 (6,007)
	木造	棟	63,916	18,040	6,402	5,638
	非木造	棟	7,013	903	324	366
	半壊 棟数	棟	41,415 (42,141)	26,393 (27,033)	11,390 (12,208)	11,022 (11,029)
	木造	棟	33,751	23,276	10,051	9,672
	非木造	棟	7,664	3,117	1,339	1,350
人的 被害	死者	人	3,017	331	32	26
	負傷者	人	12,812	6,926	2,692	2,870
出火 件数 （炎上１日）	早朝	件	68	9	2	2
	昼間	件	116	15	4	3
	夕刻	件	159	21	6	5
り災者		人	420,132	167,665	64,909	57,861
避難所生活者		人	138,643	55,329	21,420	19,094

※（）の値は、盛土造成地における建物被害を加算

2　大阪府による南海トラフ巨大地震の被害想定の概要

内閣府の平成 25 年 3 月 18 日発表の想定をもとに、大阪府域の詳細な地盤データや防潮堤の機能検証等を実施し、大阪府域における被害が最大になるケースの被害想定を集計した。ここでは、堺市域における被害の概要を示す。

				南海トラフ巨大地震
	マグニチュード 震度			9.0～9.1 5 強～6 弱
建物被害	揺れによる被害	全壊	棟	1,199
		半壊	棟	15,981
	液状化による被害	全壊	棟	5,723
		半壊	棟	15,659
	津波による被害	全壊	棟	961
		半壊	棟	11,320
	急傾斜地崩壊による被害	全壊	棟	5
		半壊	棟	6
	地震火災による被害	全壊	棟	3,165
	合計	全壊	棟	11,053
		半壊	棟	42,966
人的被害	建物倒壊による被害	死者	人	58
		負傷者	人	2,184
		重傷者	人	210
	津波による被害	死者	人	6,032
		負傷者	人	7,003
		重傷者	人	2,381
	火災による被害	死者	人	2
		負傷者	人	147
		重傷者	人	41
	ブロック塀等の転落等による被害	死者	人	0
		負傷者	人	105
		重傷者	人	39
	屋内収容物点等による被害	死者	人	11
		負傷者	人	852
		重傷者	人	142
	合計	死者	人	6,103
		負傷者	人	10,291
		重傷者	人	2,813
避難所生活者（1 日後）			人	74,402

※人的被害は、「冬 18 時」及び「早期避難率低」のケースの推計値を採用

3　本計画が対象とする地震

本計画において対象とする地震は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震の２つの地震とする。ただし、ケースによっては被害分布が大きく異なるものもあり、被害が小さい評価となっている地域についても注意が必要である。

２つの想定地震における推定震度分布を図 1-1 及び液状化分布を図 1-2 に示す。

推定震度分布において、上町断層帯地震では、堺区から北区にかけ、震度７の地域も見られるなど極めて強い揺れに見舞われる。一方で、南海トラフ巨大地震の際は、ほぼ市全域で震度６弱である。

また、推定液状化分布において、上町断層帯地震では、堺区と西区の湾岸部の PL 値はほぼ 0～25 以上が混ざった分布であるが、南海トラフ巨大地震の際は、堺区と西区において、PL 値は大半が 25 以上である。

※PL 値とはある地点の液状化の可能性を総合的に判断しようとする指数。

（P14、15【地盤災害】参照）

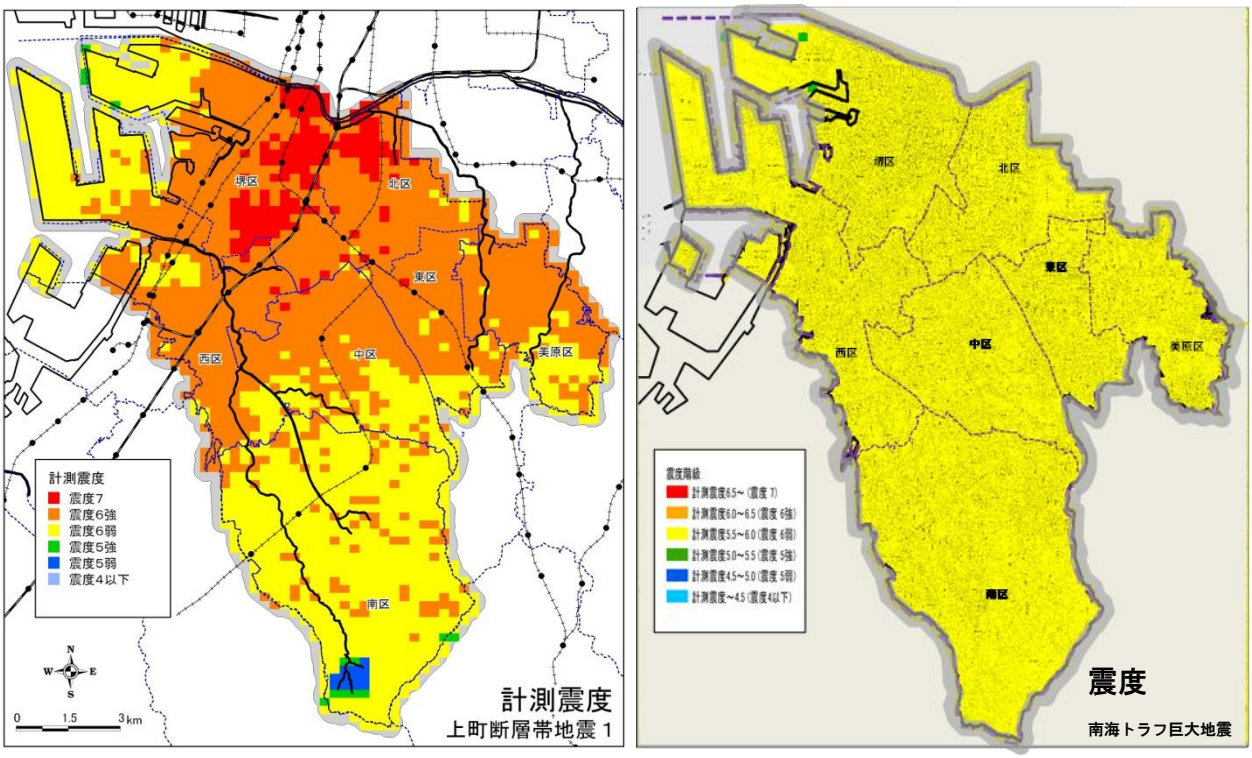

(a) 上町断層帯地震　　(b) 南海トラフ巨大地震（府被害想定より）

図 1-1　想定地震における震度分布

また、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を図１に示す。

浸　水　想　定

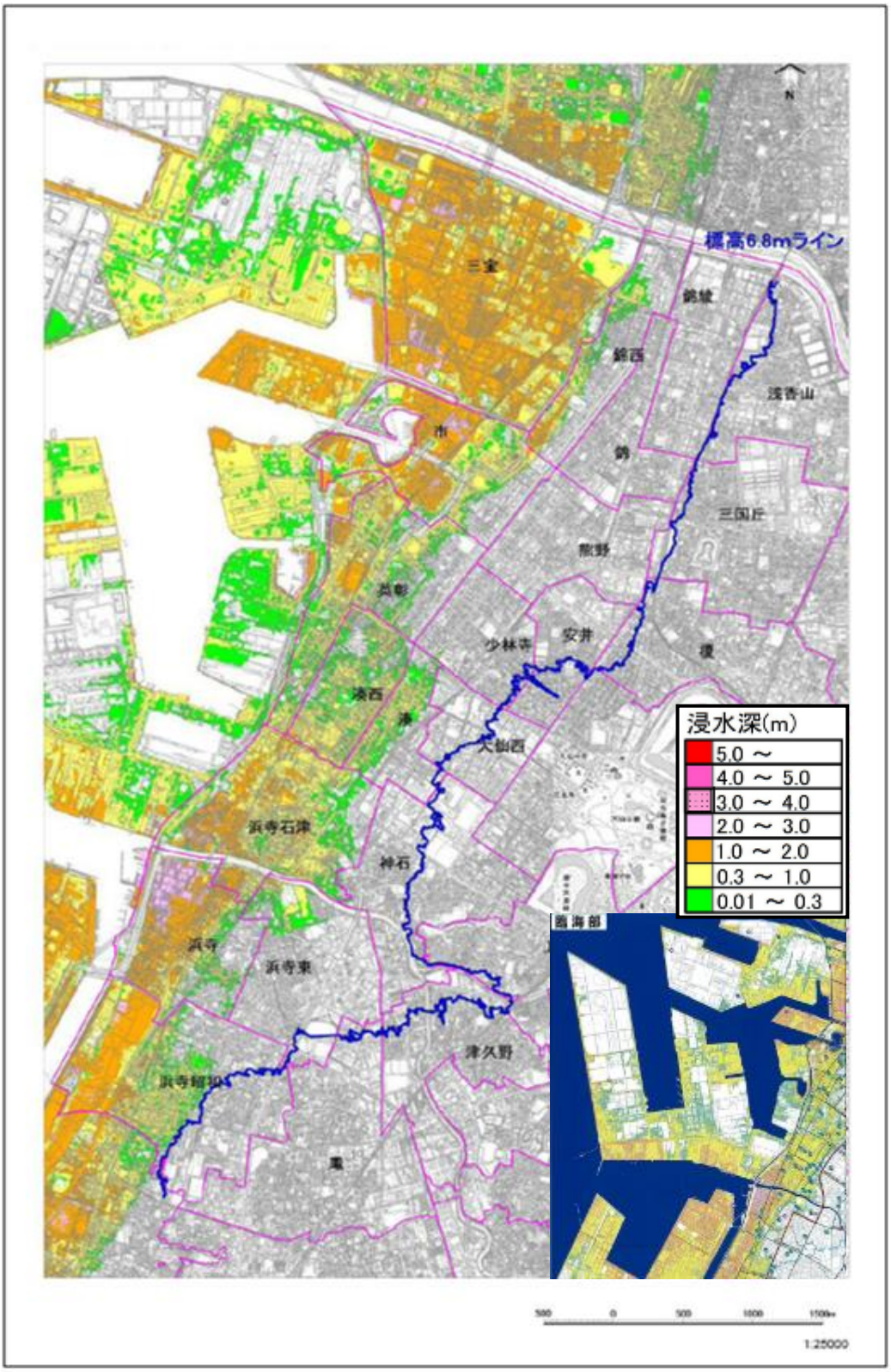

図２　南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域図

(1) 被害想定結果

対象 2 地震における被害想定結果の詳細を表 2 に示す。

表 2　対象地震における区別の被害想定結果

被害想定項目			上町断層帯地震	南海トラフ巨大地震
建物被害（単位：棟）	全壊棟数	堺市（計）	70,929	11,053
		堺区	25,328	2,759
		中区	11,432	779
		東区	4,422	870
		西区	11,944	5,543
		南区	1,456	399
		北区	14,760	369
		美原区	1,587	334
	焼失棟数	堺市（計）	25,637	3,165
		堺区	6,132	8
		中区	6,001	0
		東区	2,199	0
		西区	5,635	3,157
		南区	32	0
		北区	5,629	0
		美原区	9	0
人的被害（単位：人）	死者数	堺市（計）	3,017	6,103
		堺区	1,242	3,638
		中区	481	11
		東区	103	12
		西区	409	2,418
		南区	11	9
		北区	760	10
		美原区	11	5
	避難者数	堺市（計）	138,643	74,402（1 日後）
		堺区	36,269	38,846（1 日後）
		中区	24,246	7,175（1 週間後）
		東区	10,444	5,596（1 週間後）
		西区	24,263	25,995（1 日後）
		南区	5,705	6,878（1 週間後）
		北区	34,219	6,730（1 週間後）
		美原区	3,497	2,235（1 週間後）
	罹災者	堺市（計）	420,132	116,024（1 か月後）

各推計値とも、最大値を掲載。　上町断層帯地震の死者数は、建物倒壊と火災延焼による死者の合計。
南海トラフ巨大地震の死者数は、建物倒壊、津波、火災、ブロック塀転倒等、屋内落下物等による死者の合計。
南海トラフ巨大地震の避難者数、罹災者数は、各区の最大値となる日の数値を掲載している。

【建物被害】

上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊または火災延焼によって、全壊となる。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊となる。

南海トラフ巨大地震の際の被害は、それより小さいとはいえ、約 4%の建物が全壊となり、やはり堺区・西区での被害が大きい。このうち、津波による被害は、全壊棟数の 9%、半壊棟数の 26%を占める。

【人的被害】

上町断層帯地震での死者は、冬の 18 時頃発災の場合が最も多く、約 3,000 人（建物倒壊で約 2,150 人、火災で約 850 人）となる。なお、早朝発災の場合は約 2,800 人（すべて建物倒壊）で、建物倒壊による死者数としては最悪のケースとなる。特に、堺区での被害が大きく、約 4 割を占める。住宅を失う罹災者は全市で約 11 万人に達し、避難所生活者数は約 14 万人と見込まれる。なお、避難所生活者数は、1995 年兵庫県南部地震時の神戸でのピーク時の避難所生活者率である 33%を用いて、罹災者数から算出したものである。

南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る 6,103 人であり、そのほとんどが津波による死者（6,032 人）である。これは、津波に対して早期に避難しなかった場合の死者数であり、迅速に避難する場合は、ゼロ人となる。避難者数は、1 週間後で約 11 万人と見込まれる。

【地盤災害】

液状化は、上町断層帯地震では阪神高速道路湾岸線より海側のエリアの広域で発生すると予測される。南海トラフ巨大地震の際は堺区と西区に PL 値 25 以上が広く分布し、液状化の可能性は極めて高い。

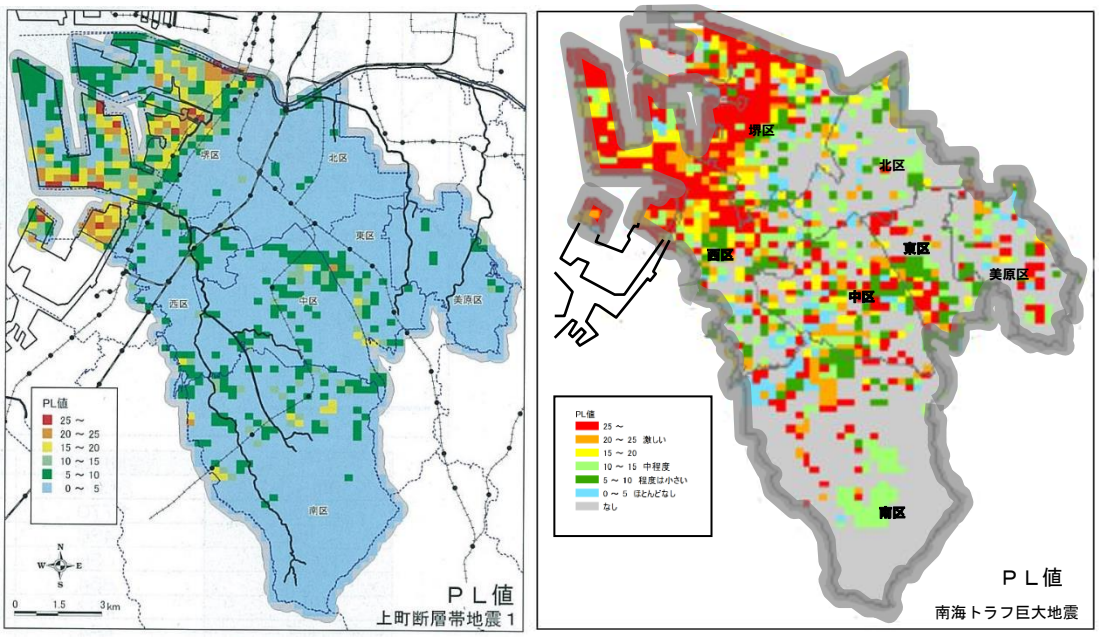

(a) 上町断層帯地震　　(b) 南海トラフ巨大地震（府被害想定より）

図 1-2　想定地震における液状化分布

また、内陸部は上町断層帯地震においては、PL 値 0～10 のうち、5～10 の値のものがまばらに点在するが、一方、南海トラフ巨大地震の場合、0～25 以上に至るまで、区分ごとの領域が、広く分散しており、宅地造成等規正法に規定される大規模盛土上の建物は堺市全域で約 19,000 棟である。特に南区で多く、約 11,000 棟と半数以上に及ぶ。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も同様に南区に集中しているため、その影響が見込まれる。

【道路交通の被害】

令和 3 年 4 月現在、市が管理する 750 橋の橋りょうの内、耐震化が必要な橋りょうは 98 橋ある。

細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に 30～50%と高い閉塞確率となっている。

一方、南海トラフ巨大地震による道路の被害は、本市においては総延長 2,557 ㎞とした場合、198 か所と推定されており、また、幅員 13m 未満の道路総延長 2,294 ㎞とした場合、4.4%で閉塞が発生すると推定されている。

以下に、大阪府調査(2007)の上町断層帯地震及び大阪府調査（2014）の南海トラフ巨大地震によるライフライン被害について示す。なお、上町断層帯地震については、堺市での揺れ・被害が大きいケースの値を示している。

【ライフラインの被害】

・電力

停電率と停電軒数は下記の通りである。

上町断層帯地震：69.8%　278,290 軒

南海トラフ巨大地震：24.7%　94,365 軒（1 日後）

上町断層帯の被害想定に基づく復旧日数については大阪府全域での評価であるが、堺市での被害が大きいケースであるので、堺市での復旧と大阪府全域での復旧はほぼ同時期と考え下記のとおりとした。一方、南海トラフ巨大地震においては堺市単独の被害想定ならびに復旧想定となっている。

上町断層帯地震 B：約 5 日

南海トラフ巨大地震：7 日後の停電率 3.2%

・都市ガス

供給停止戸数は下記の通りである。

上町断層帯地震：　100%　　344,000 戸

南海トラフ巨大地震：0%　　14,866 戸

上町断層帯地震のケースでの復旧には、約 1～2 か月を大阪府全域で要すると予測される。

・通信

固定電話の被害は以下の通りである。

上町断層帯地震：　　回線被災率 13.5%

南海トラフ巨大地震：不通契約数 24.7%（1 日後）

輻輳回復には 3 日、被災回線のサービス復旧には約 2 週間を要すると予測される。

携帯電話については、震度 7 のエリアでは、建物に被害が生じ基地局へ影響が出る可能性がある。通話規制が行われることになると予想されているが、期間までの予測は行われていない。最近の事例から、地震発生当日は、通話は困難な状態になると想定する。

・上水道

上町断層帯地震により、府内全域で商業電源が喪失するおそれがあるため、大阪広域水道企業団の中継ポンプ場の機能が停止し、本市の受水が全て停止する。

受水停止により、市内全域が数時間程度で断水状態となる。

また、南海トラフ巨大地震の被害想定は行っていないが、上町断層帯地震による被害想定内とした。

復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも 28 日

・下水道

下水道の被害は下記の通りである。なお、上町断層帯地震の被害及び復旧日数については、堺市下水道 BCP（業務継続計画）【管路・マンホールポンプ】

地震編(第４版)による。

下水管きょ被害率：25.0%（延長約 830km、マンホールポンプ被害 約 60 基）下水処理場及びポンプ場について、被害規模は施設により異なるが、最低限必要な揚水機能及び消毒機能については大きく損なわれないと想定している。

ただし、一部機能（水処理機能など）は損傷を受けることを見込む。

南海トラフ巨大地震における被害想定については、下水管きょ被害率 21.0%（延長約 690 km、マンホールポンプ被害　約 50 基)。

下水処理場及びポンプ場の被害想定については、地震動による被害は上町断層帯地震による被害想定内とする。ただし、津波浸水による電気系統の故障により揚水機能及び水処理機能等の機能停止が想定される。

4　風水害の各種リスク

(1) 内水氾濫

市では、本市でこれまで観測した最大降水量（平成 20 年 9 月 5 日時間雨量：93㎜）と同様の雨が、市全域に降った場合の内水氾濫を、次のように想定している。

堺区

中区

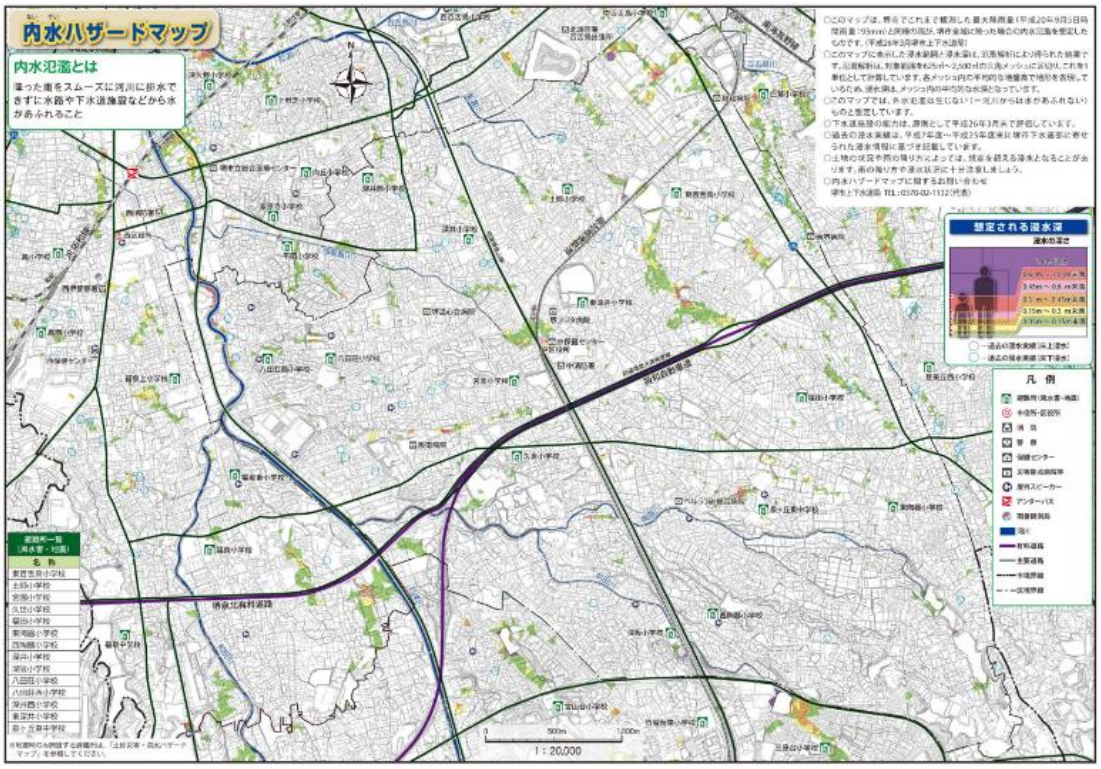
内水ハザードマップ
内水氾濫とは
降った雨をスムーズに河川に排水できずに水路や下水道施設などから水があふれること
想定される浸水深
凡例
1：20,000

東区

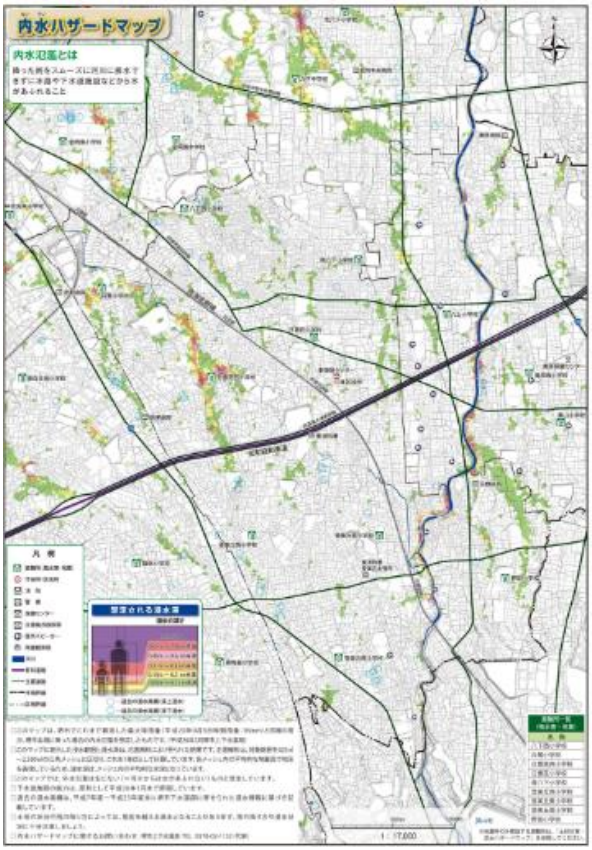
内水ハザードマップ
内水氾濫とは
降った雨をスムーズに河川に排水できずに水路や下水道施設などからあふれること
凡例
想定される浸水深

西区

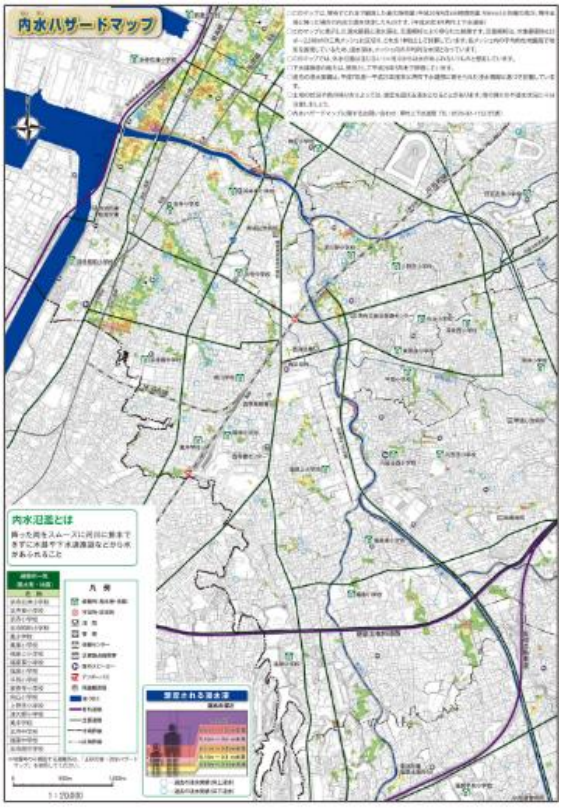
内水ハザードマップ
内水氾濫とは
降った雨をスムーズに河川に排水できずに水路やマンホールなどから水があふれること
凡例
想定される浸水深

南区

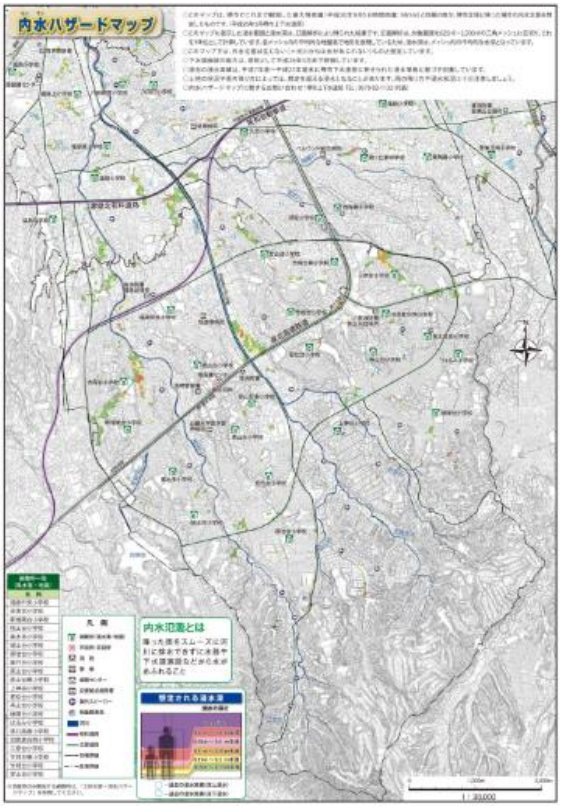
内水ハザードマップ
内水氾濫とは
降った雨をスムーズに河川に排水できずに水路やマンホールなどから水があふれること
凡例
想定される浸水深

北区

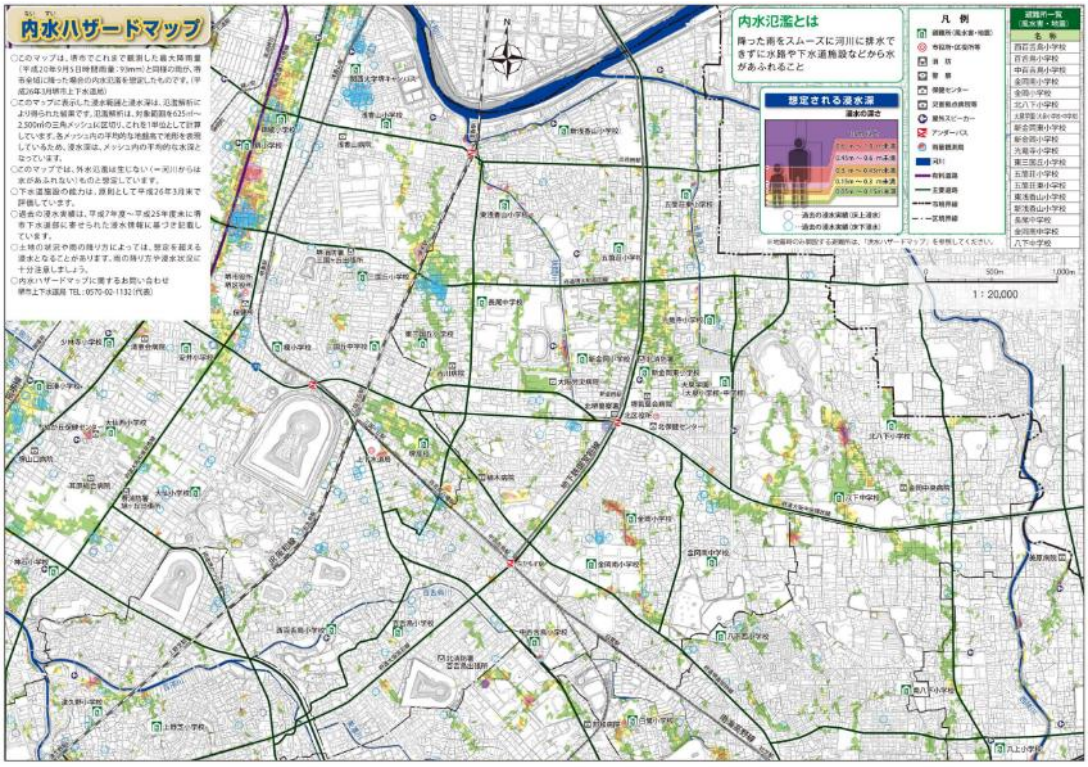
内水ハザードマップ
内水氾濫とは
降った雨をスムーズに河川に排水できずに水路や下水道施設などから水があふれること
想定される浸水深
凡例
1：20,000

美原区

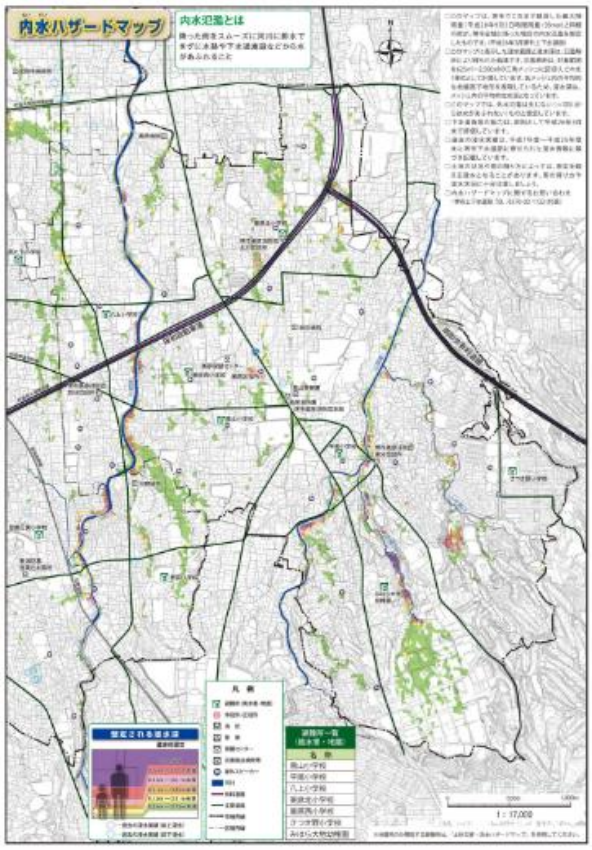
内水ハザードマップ
内水氾濫とは
降った雨をスムーズに河川に排水できずに水路や下水道施設などから水があふれること
凡例
1：17,000

(2) 洪水氾濫・土砂災害

大和川については、大和川流域に 12 時間総雨量 316㎜ が降った場合の浸水想定区域を想定している。（平成 28 年 5 月　国土交通省大和川河川事務所）

石津川については、想定最大規模の大雨（24 時間総雨量 931.4㎜、1 時間最大雨量 103.7㎜、令和 2 年 11 月 30 日）及び 200 年に一度の大雨（概ね時間雨量：１時間最大 75.7㎜、24 時間最大 271.1㎜、平成 24 年 6 月大阪府）が降った場合の浸水想定区域を想定している。

西除川・東除川については、想定最大規模の大雨（24 時間総雨量 904.1㎜、1 時間最大雨量 102.5㎜、令和元年 11 月 26 日）及び 200 年に一度の大雨（概ね時間雨量：1 時間最大 83㎜、24 時間最大 256.7㎜、平成 24 年 8 月大阪府）が降った場合の浸水想定区域を想定している。

土砂災害（特別）警戒区域については、大阪府が告示した情報を想定している。（平成 27 年 9 月、又は平成 28 年 12 月大阪府）

堺区

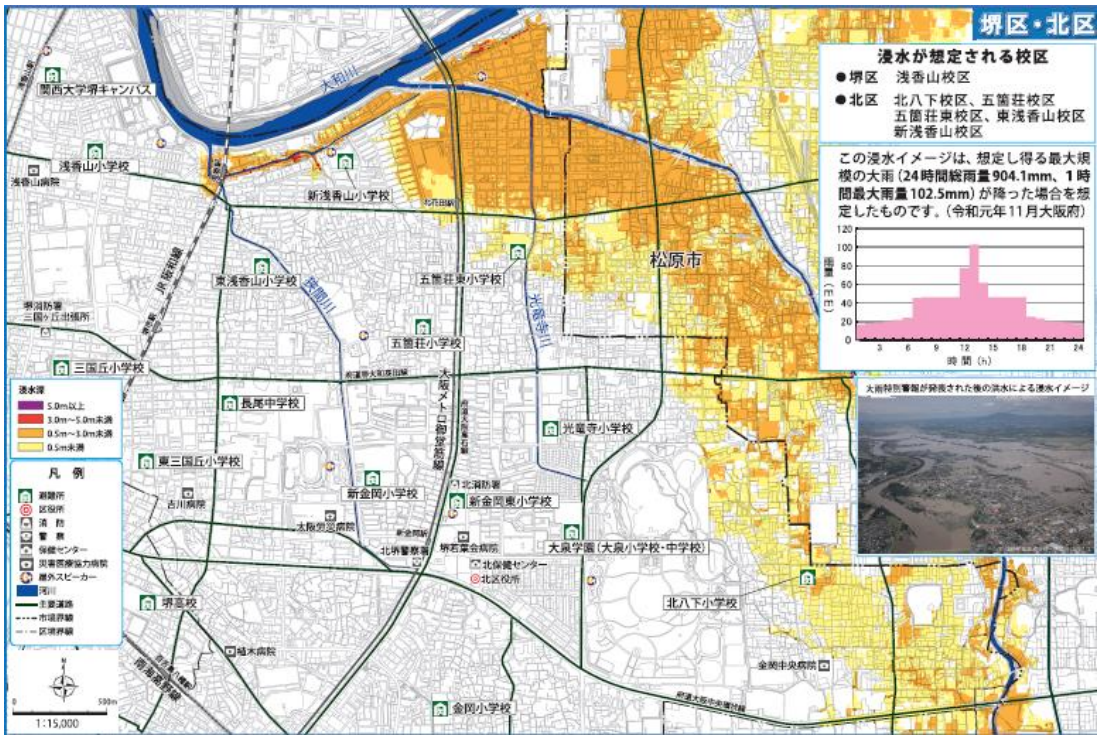
堺区・北区
浸水が想定される校区
●堺区　浅香山校区
●北区　北八下校区、五箇荘校区
五箇荘東校区、東浅香山校区
新浅香山校区
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量904.1mm、1時間最大雨量102.5mm）が降った場合を想定したものです。（令和元年11月大阪府）
大雨特別警報が発表された後の浸水によるイメージ
凡　例
1:15,000

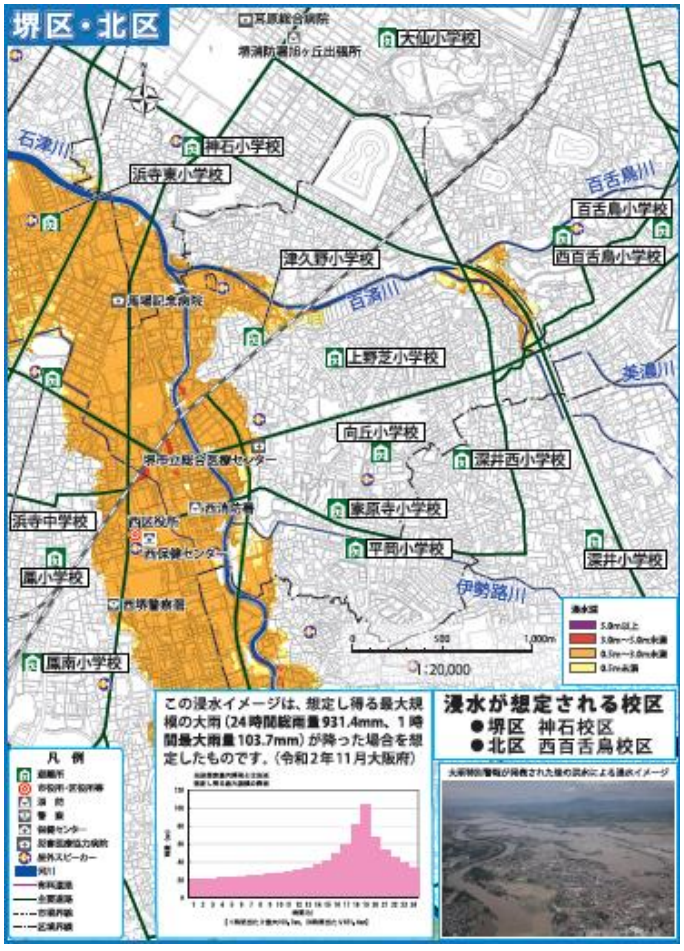
堺区・北区
浸水が想定される校区
●堺区　神石校区
●北区　西百舌鳥校区
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量931.4mm、1時間最大雨量103.7mm）が降った場合を想定したものです。（令和2年11月大阪府）
大雨特別警報が発表された後の浸水によるイメージ
凡　例
1:20,000

中区

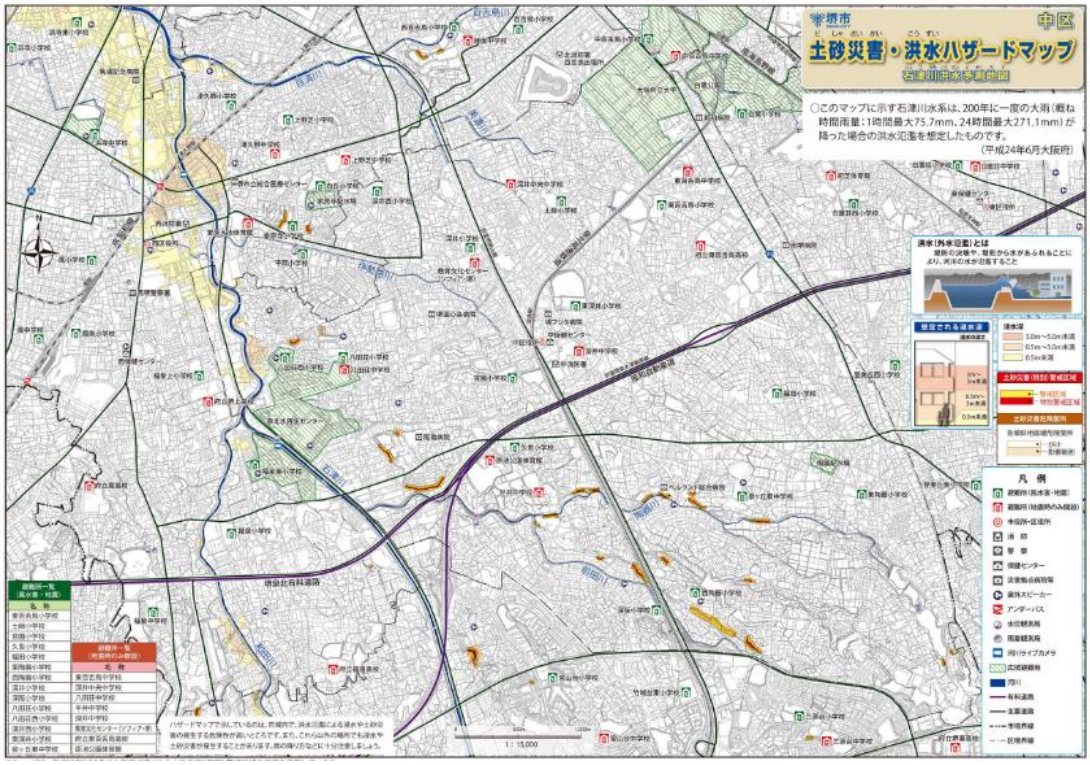
堺市
中区
土砂災害・洪水ハザードマップ
石津川洪水予報地図
○このマップに示す石津川水系は、200年に一度の大雨（概ね時間雨量：1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm）が降った場合の洪水氾濫を想定したものです。
（平成24年6月大阪府）
凡例

浸水が想定される校区
●中区 八田荘校区、八田荘西校区、久世校区、深阪校区
中区
上野芝小学校
向丘小学校
深井西小学校
土師小学校
家原寺小学校
平岡小学校
深井小学校
伊勢路川
石津川
東深井小学校
八田荘小学校
八田荘西小学校
菅生小学校
福泉上小学校
福泉東小学校
和田川
久世小学校
陶器川
前田川
宮山台小学校
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量931.4mm、1時間最大雨量103.7mm）が降った場合を想定したものです。（令和２年11月大阪府）
凡例
1:20,000

東区

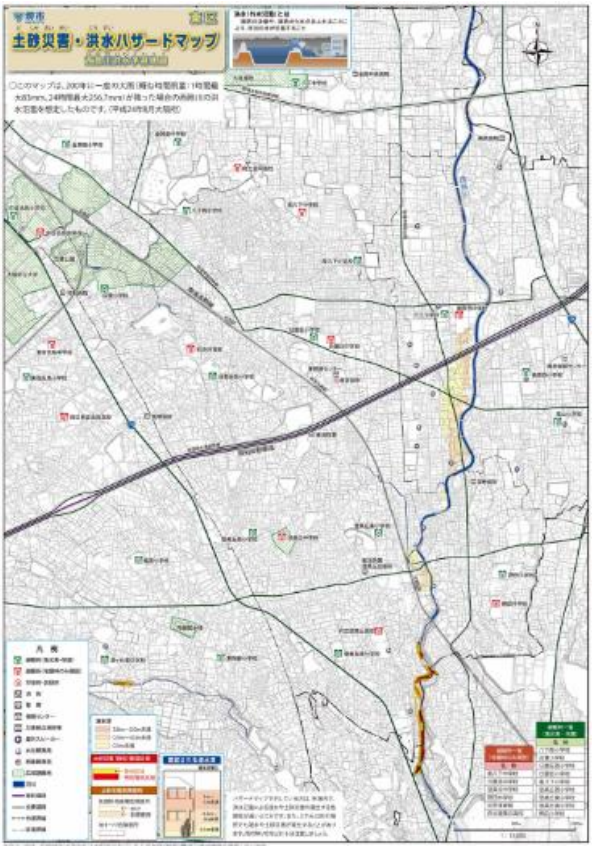
土砂災害・洪水ハザードマップ

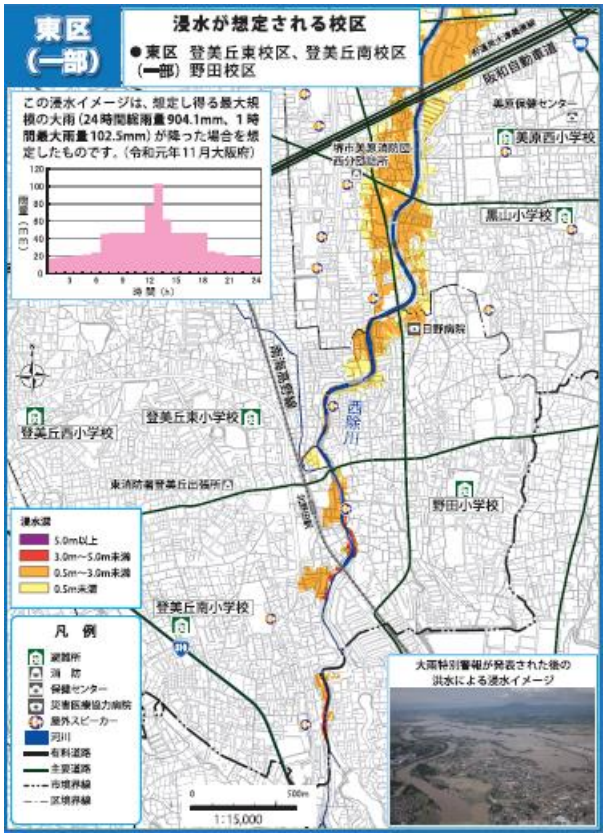
東区
(一部)
浸水が想定される校区
●東区 登美丘東校区、登美丘南校区
(一部) 野田校区
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量904.1mm、1時間最大雨量102.5mm）が降った場合を想定したものです。（令和元年11月大阪府）
阪和自動車道
美原保健センター
美原西小学校
黒山小学校
日野病院
登美丘西小学校
登美丘東小学校
西除川
野田小学校
登美丘南小学校
凡 例
大雨特別警報が発表された後の洪水による浸水イメージ
1:15,000

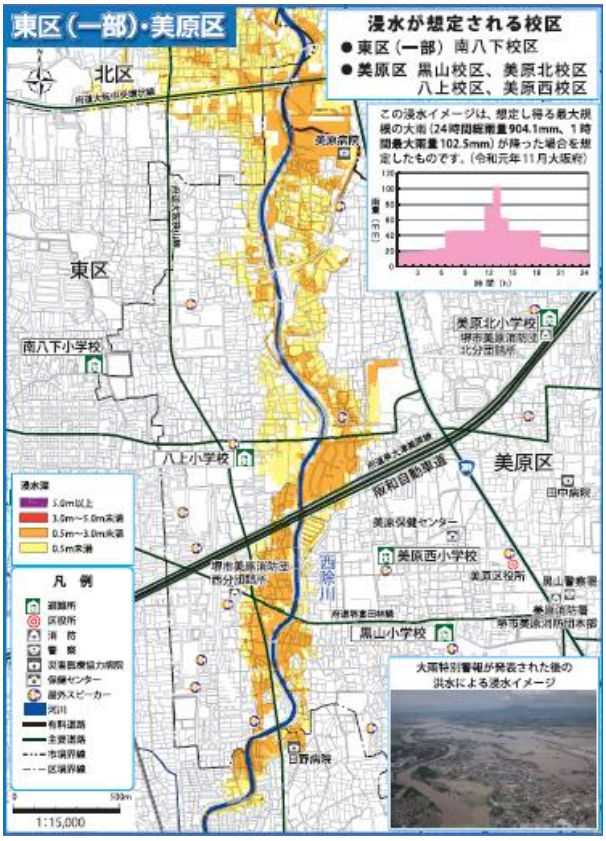
東区（一部）・美原区
浸水が想定される校区
●東区（一部）南八下校区
●美原区 黒山校区、美原北校区
八上校区、美原西校区
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量904.1mm、1時間最大雨量102.5mm）が降った場合を想定したものです。（令和元年11月大阪府）
北区
東区
美原区
南八下小学校
八上小学校
美原北小学校
美原西小学校
黒山小学校
美原保健センター
美原区役所
堺市美原消防署
西分出張所
第二阪和国道
西除川
浸水深
5.0m以上
3.0m～5.0m未満
0.5m～3.0m未満
0.5m未満
凡例
避難所
区役所
消防
警察
災害医療協力病院
保健センター
屋外スピーカー
河川
有料道路
主要道路
市境界線
区境界線
1:15,000
大雨特別警報が発表された後の洪水による浸水イメージ

西区

土砂災害・洪水ハザードマップ
洪水ハザードマップ

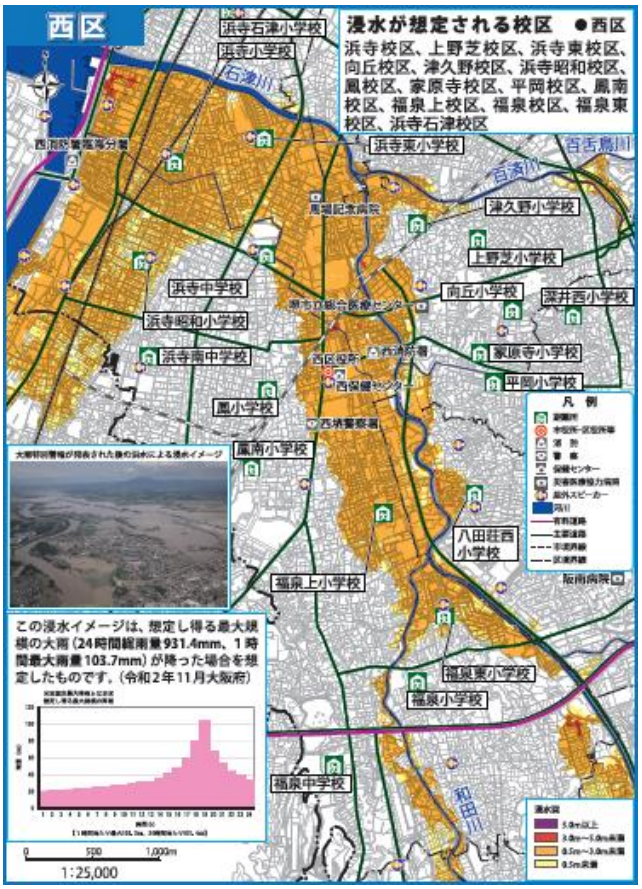
西区
浸水が想定される校区　●西区
浜寺校区、上野芝校区、浜寺東校区、向丘校区、津久野校区、浜寺昭和校区、鳳校区、家原寺校区、平岡校区、鳳南校区、福泉上校区、福泉校区、福泉東校区、浜寺石津校区
浜寺石津小学校
浜寺小学校
浜寺東小学校
津久野小学校
上野芝小学校
向丘小学校
深井西小学校
家原寺小学校
平岡小学校
浜寺中学校
浜寺昭和小学校
浜寺南中学校
鳳小学校
鳳南小学校
八田荘西小学校
福泉上小学校
福泉東小学校
福泉小学校
福泉中学校
石津川
百舌鳥川
和田川
凡例
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量931.4mm、1時間最大雨量103.7mm）が降った場合を想定したものです。（令和2年11月大阪府）
1:25,000

南区

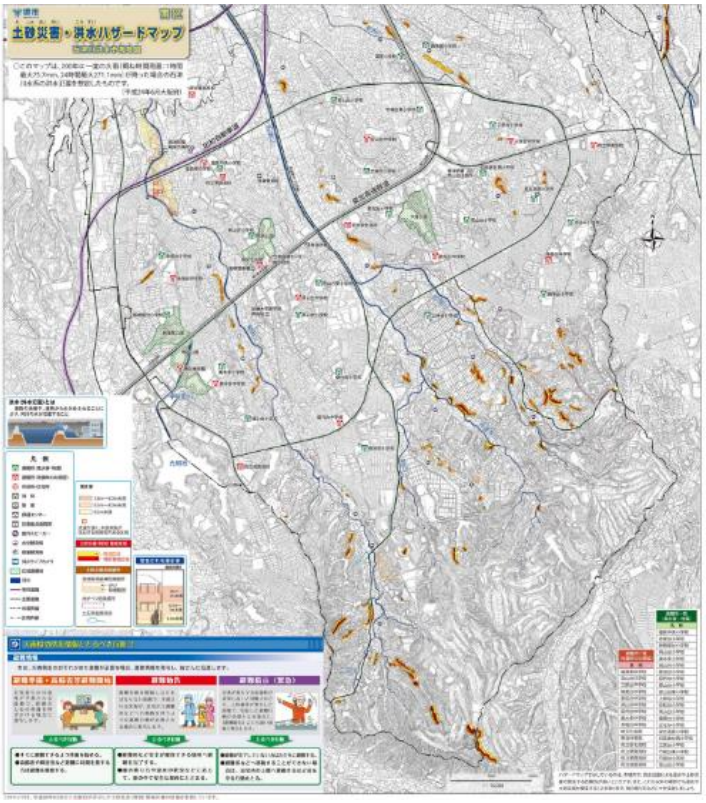
土砂災害・洪水ハザードマップ

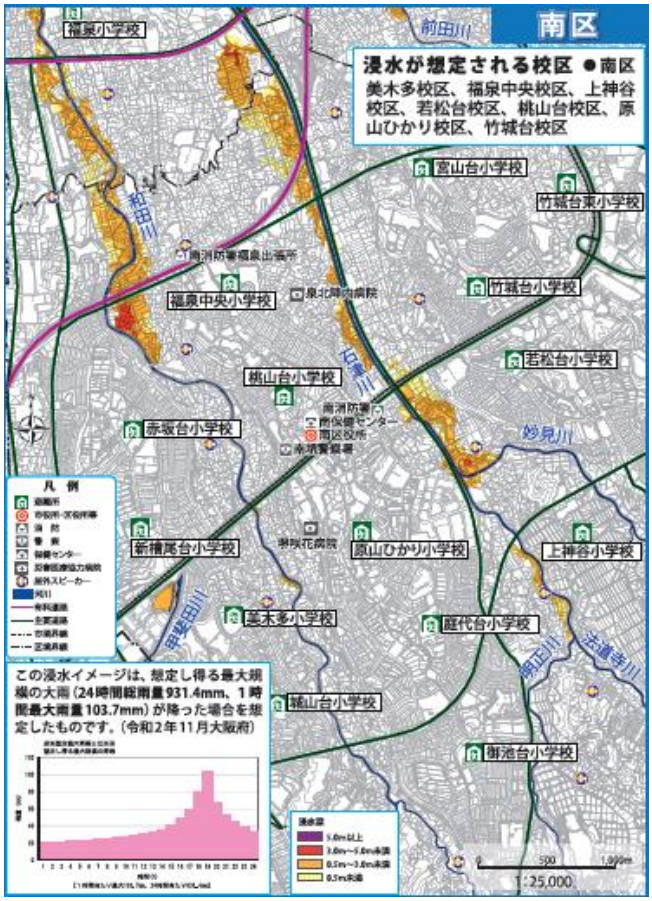
南区
浸水が想定される校区 ●南区
美木多校区、福泉中央校区、上神谷校区、若松台校区、桃山台校区、原山ひかり校区、竹城台校区
福泉小学校
富山台小学校
竹城台東小学校
竹城台小学校
福泉中央小学校
若松台小学校
桃山台小学校
赤坂台小学校
新檜尾台小学校
原山ひかり小学校
上神谷小学校
美木多小学校
庭代台小学校
桃山台小学校
衛池台小学校
凡例
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量931.4mm、1時間最大雨量103.7mm）が降った場合を想定したものです。（令和2年11月大阪府）
1:25,000

北区

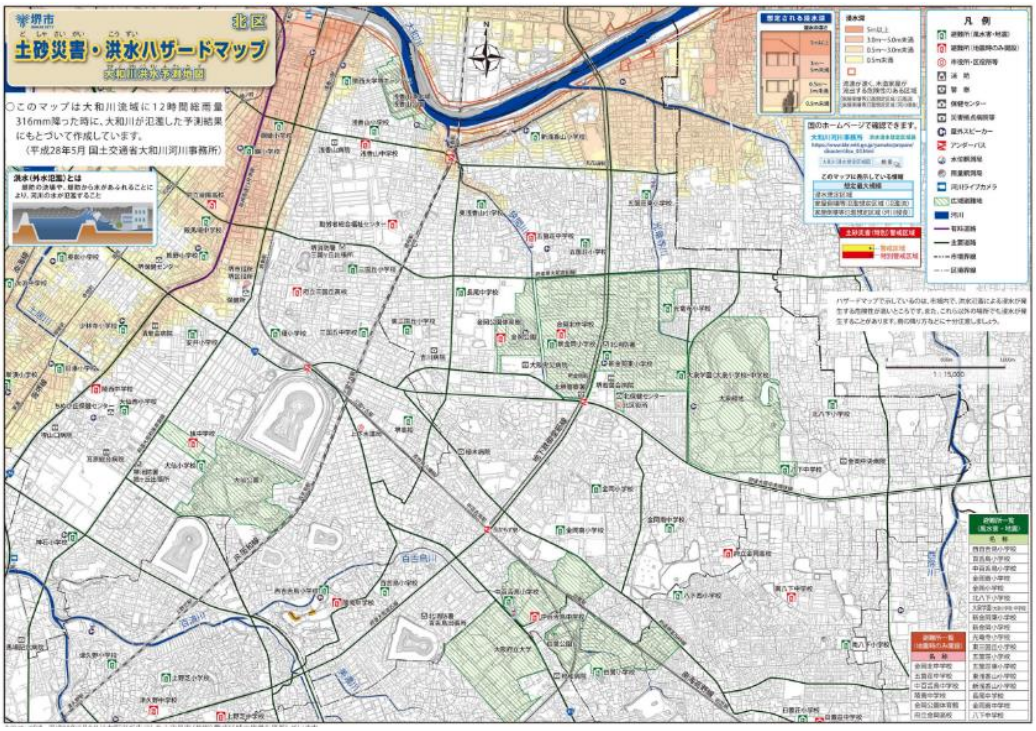
堺市
北区
土砂災害・洪水ハザードマップ
大和川流域洪水予測図
このマップは大和川流域に12時間総雨量316mm降った時に、大和川が氾濫した予測結果にもとづいて作成しています。
（平成28年5月 国土交通省大和川河川事務所）
凡例

美原区

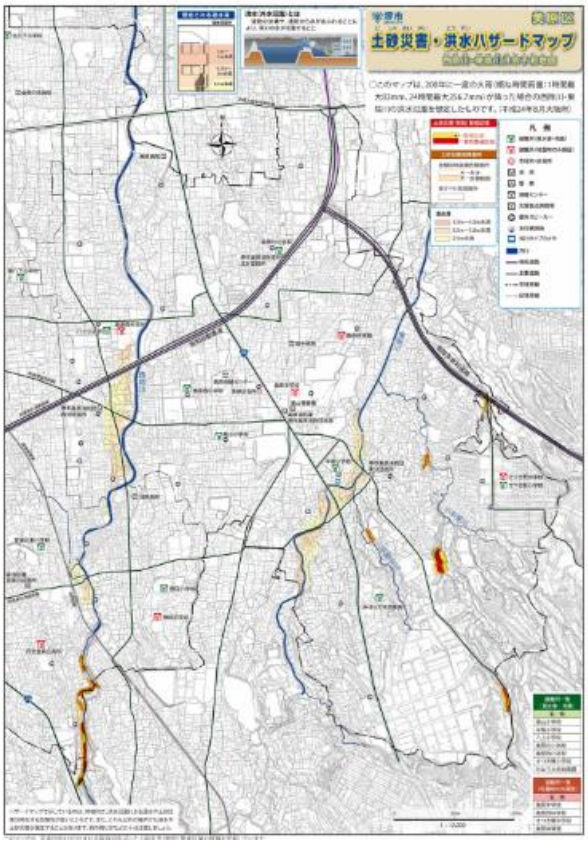
土砂災害・洪水ハザードマップ

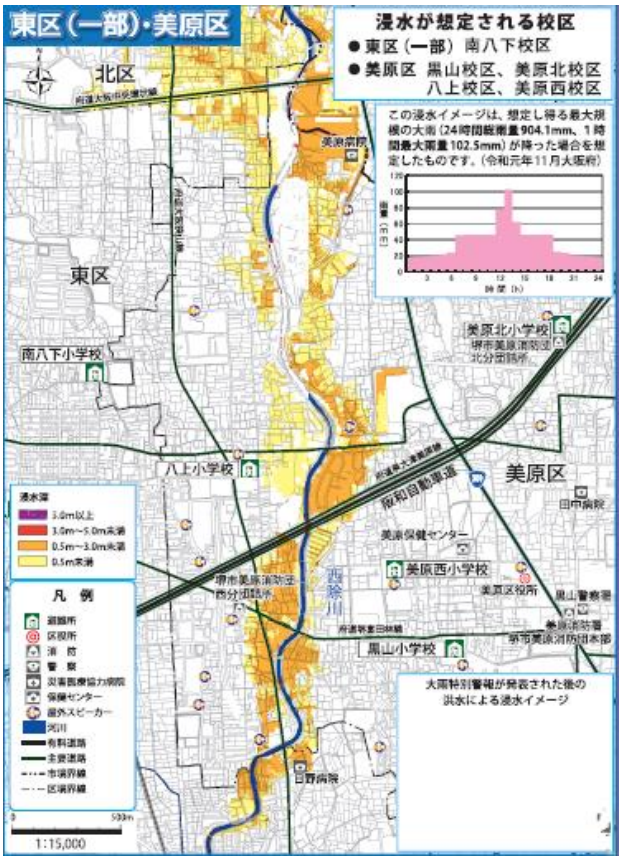
東区（一部）・美原区
浸水が想定される校区
●東区（一部）南八下校区
●美原区 黒山校区、美原北校区
八上校区、美原西校区
この浸水イメージは、想定し得る最大規模の大雨（24時間総雨量904.1mm、1時間最大雨量102.5mm）が降った場合を想定したものです。（令和元年11月大阪府）
北区
東区
美原区
美原病院
美原北小学校
堺市美原消防署北分団詰所
南八上小学校
八上小学校
美原保健センター
美原西小学校
美原区役所
黒山小学校
黒山警察署
美原消防署
堺市美原消防署本部
田中病院
日野病院
西除川
阪和自動車道
凡例
浸水深
3.0m以上
3.0m～5.0m未満
0.5m～3.0m未満
0.5m未満
避難所
区役所
消防
警察
災害医療協力病院
保健センター
屋外スピーカー
河川
有料道路
主要道路
市境界線
区境界線
大雨特別警報が発表された後の洪水による浸水イメージ
1:15,000

(3) 高潮

高潮については、想定される最大の台風（中心気圧 910hPa、移動速度 73km/h）が、大阪湾に最も大きな高潮を発生させる経路（大阪湾の西側 20km～60km を通過）で、大潮の時期の満潮の時に上陸した場合を想定している。

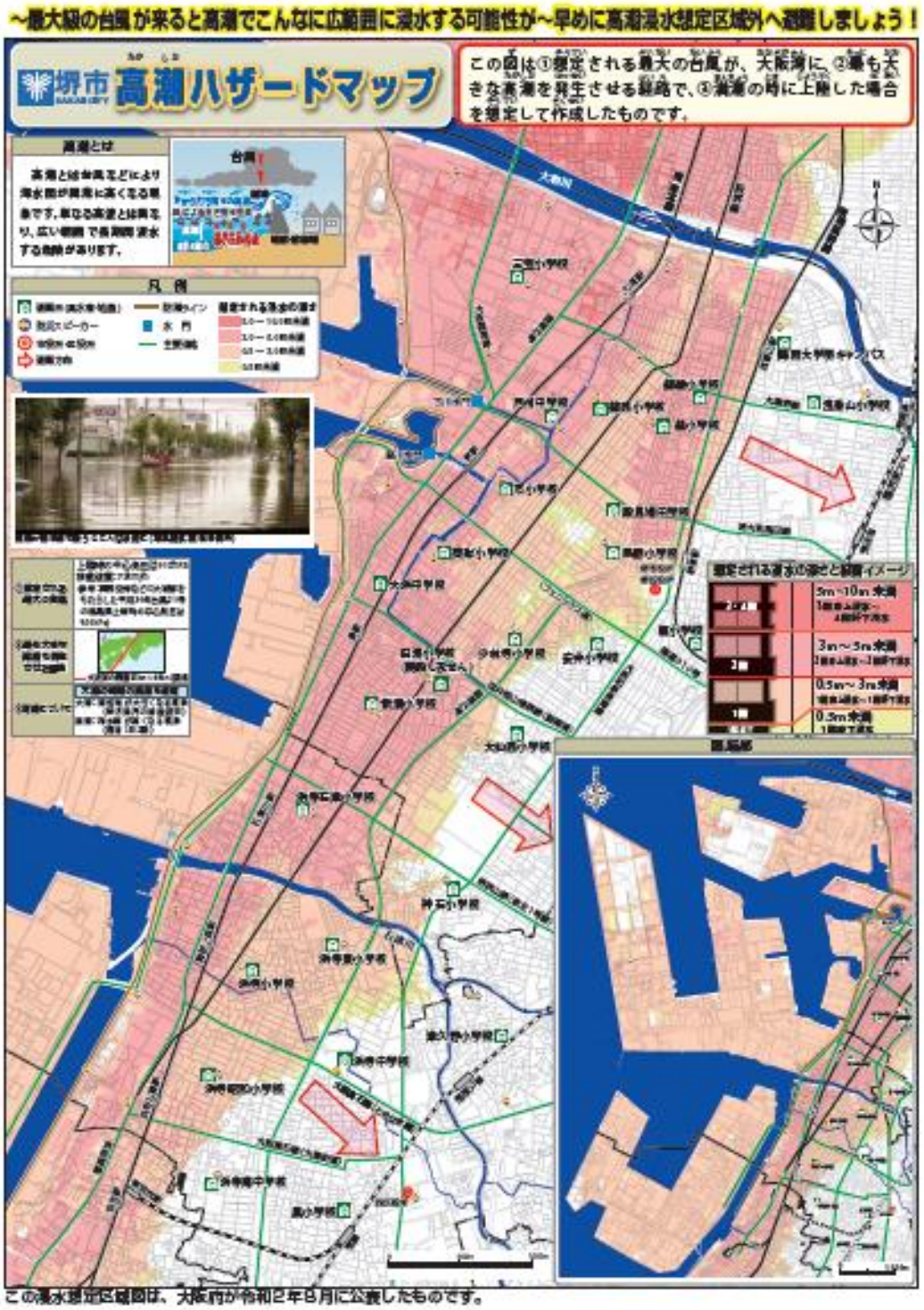

第２　南海トラフ地震防災対策推進計画

【危機管理室】

南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 14 年 7 月（最終改正平成 30 年 5 月）に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第 3 条の規定に基づき、平成 26 年 3 月 28 日時点で 1 都 2 府 26 県 707 市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。大阪府では現在、本市をはじめ 42 市町村が推進地域に指定されている。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）

南海トラフ地震防災対策推進計画は、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき作成するものであり、本市においても南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震・津波防災体制の推進を図る。

第４節　防災関係機関の業務大綱

【第４節の構成】

第４節 防災関係機関の 業務大綱	第１　堺市	P.31
	主担当：各局共通	
	第２　大阪府	P.41
	主担当：大阪府	
	第３　府警察	P.42
	主担当：府警察	
	第４　関西広域連合	P.42
	主担当：関西広域連合	
	第５　自衛隊（陸上自衛隊第３師団）	P.42
	主担当：自衛隊（陸上自衛隊第３師団）	
	第６　指定地方行政機関	P.43
	主担当：各指定地方行政機関	
	第７　指定公共機関	P.45
	主担当：各指定公共機関	
	第８　指定地方公共機関	P.47
	主担当：各指定地方公共機関	
	第９　公共的団体	P.48
	主担当：危機管理室	

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第１　堺市

【各局共通】

１　市長公室

(1) 秘書課

ア　室内の災害対策の調整に関すること。

イ　災害対策本部長の諸事に関すること。

ウ　来賓応対に関すること。

(2) 広報課

ア　市民への災害情報提供等の広報に関すること。

イ　災害時緊急ホームページに関すること。

ウ　報道機関への情報提供及び連絡に関すること。
エ　報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること
オ　災害映像記録に関すること。

(3) 市政情報課
市民からの広聴に関すること。

(4) 政策企画部
ア　復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。
イ　政策情報等の支援に関すること。
ウ　各政令指定都市との応援等についての連絡調整に関すること。
エ　災害後の状況の統計的とりまとめに関すること。

2　危機管理室

(1) 危機管理課
ア　管理室の総合調整に関すること。
イ　危機管理の研究及び危機管理体制に関すること。
ウ　防災情報の収集、活用及び発信に関すること。
エ　地域防災力育成の総括に関すること。
オ　災害対策本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部及び危機管理センターに関すること。
ク　広域防災及び広域応援に関すること。
ケ　災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金に関すること(自治推進課の所管に属するものを除く。)。
コ　災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。
サ　大規模災害被災地等支援基金に関すること。
シ　国民保護計画、国民保護措置等に関すること。
ス　国民保護協議会に関すること。
セ　危機事象への初動対応に関すること。
ソ　災害対応に係る訓練に関すること。
タ　業務継続計画に関すること。
チ　受援計画に関すること。
ツ　防災行政無線に関すること。
テ　防災情報システムに関すること。

(2) 防災課
ア　防災対策に関する企画及びその実施に係る総合調整に関すること。
イ　指定避難所及び指定緊急避難場所の指定､設置及び運営に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
ウ　災害協定に関すること。
エ　災害における要配慮者に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

オ　危機管理に係る職員宿舎及び当直制度に関すること。
カ　国土強靭化地域計画に関すること。
キ　地域防災計画に関すること。
ク　防災会議に関すること。
ケ　ハザードマップの作成に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
コ　避難計画に関すること。
サ　市民の防災減災意識の醸成に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
シ　災害備蓄及び備蓄物資の供給に関すること。

3　総務局

(1) 総務課
ア　局内の災害対策の調整に関すること。
イ　災害対策本部の施設面に関すること。
ウ　本庁舎等の防災に関すること。
(2) 人事部
ア　職員の服務等に関すること。
イ　職員の動員体制及び参集状況の把握に関すること。
ウ　職員の給与、給食に関すること。
エ　職員の防災研修に関すること。

4　財政局

(1) 資金課
ア　局内の災害対策の調整に関すること。
イ　資金措置に関すること。
ウ　災害時物資供給の調整に関すること。
(2) 財政課
ア　行財政の指導に関すること。
イ　災害対策関係予算その他財務に関すること。
(3) 財産活用課
ア　共用公用車両の運行管理、配車計画に関すること。
イ　市有建築物等の保険に関すること。
(4) 契約課
ア　災害緊急工事の契約に関すること。
イ　業界団体等への応援依頼等に関すること。
(5) 調達課
ア　災害時物資供給に関すること。
イ　災害復旧時の復旧用資材等の調達に関すること。
(6) 税務部

ア　災害に関する市税の情報発信に関すること。
イ　市税の納期限の延長に関すること。
ウ　市税の減免に関すること。
エ　市税の徴収猶予に関すること。
オ　土地・家屋のり災証明の発行のための建築物等被害調査に関すること。

5　市民人権局

(1) 市民人権総務課
ア　局内の災害対策の調整に関すること。
イ　区役所との連絡調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
ウ　区役所間の連絡調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

(2) 消費生活センター
物価の監視・安定にかかる対策など災害時における消費生活の安全・安心の確保に関すること。

(3) 市民協働課
ア　堺市自治連合協議会等との連絡調整に関すること。
イ　日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市各区地区との連絡調整に関すること。

(4) 男女共同参画推進課・男女共同参画センター
ア　男女共同参画の視点による災害対策に関すること。
イ　男女共同参画の視点による地域の防災組織の活動支援に関すること。
ウ　男女共同参画の視点による災害対応の連絡調整に関すること。

6　文化観光局

(1) 観光企画課
局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 国際部
外国人への支援に関すること。

(3) 文化財課
文化財の保護に関すること。

7　環境局

(1) 環境政策課
ア　局内の災害対策の調整に関すること。
イ　環境局震災廃棄物対策室の総務、広報及び総合調整に関すること。
ウ　応急仮設トイレ、消毒剤等の確保及び設置に関すること。

(2) 環境エネルギー課
ア　災害時における堺市災害対策本部及び他部局との連絡に関すること。
イ　災害時における廃棄物等の処理にかかる道路状況等の情報収集に関するこ

と。

(3) 環境共生課

ア　環境保全に係る情報収集に関すること。

イ　アスベストの飛散防止対策の総括に関すること。

(4) 環境対策課

ア　倒壊家屋等の災害廃棄物（がれき）の処理に関すること。

イ　管理化学物質に係る災害応急対策に関すること。

ウ　災害時のチタン廃棄物対応に関すること。

(5) 環境事業管理課

ア　災害時における一般廃棄物の処理計画等の策定に関すること。

イ　災害時における廃棄物等の処理に係る大阪府、災害協定市等への支援要請に関すること。

(6) 環境業務課

災害時における一般廃棄物の収集計画等の策定及び収集に関すること。

(7) クリーンセンター

ア　廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

イ　災害時における一般廃棄物の受入れ及び処理に関すること。

8　健康福祉局

(1) 健康福祉総務課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 地域共生推進課

ア　福祉避難所に関すること。

イ　避難行動要支援者名簿に関すること。

ウ　個別避難計画に関すること。

エ　市が要請し、堺市社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターにかかる連絡・調整に関すること。

(3) 長寿社会部

福祉避難所に関すること。

(4) 長寿支援課

ア　避難行動要支援者（対象は高齢者）の避難に関すること。

イ　避難行動要支援者（対象は高齢者）に対する福祉サービスに関すること。

(5) 介護保険課

要介護認定者等の避難に関すること。

(6) 介護事業者課

所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。

(7) 障害福祉部

福祉避難所に関すること。

(8) 障害施策推進課

障害者等に対する福祉サービスに関すること。

(9) 障害支援課

ア　避難行動要支援者（対象者は局所管分）避難支援の仕組みづくりに関すること。

イ　障害者等の避難に関すること。

ウ　所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。

エ　障害者等に対する福祉サービスに関すること。

(10) 障害福祉サービス課

障害者等に対する福祉サービスに関すること。

(11) 健康医療推進課

ア　災害時の医療体制の整備計画に関すること。

イ　災害時における保健衛生に関すること。

ウ　医師会等との協定に関すること。

エ　健康危機管理体制の整備に関すること。

オ　保健師の派遣要請及び調整に関すること。

(12) 斎場

災害時における遺体の火葬処理に関すること。

(13) 精神保健課・こころの健康センター

災害時におけるこころのケアに関すること。

(14) 保健所

ア　災害時の医療体制の整備計画に関すること。

イ　災害時医薬品の備蓄及び医療器材の整備に関すること。

ウ　感染症予防に関すること。

エ　毒物・劇物の災害予防に関すること。

オ　食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。

カ　飲食物の安全確保に関すること。

キ　被災したペットの一時収容などの対策に関すること。

9　子ども青少年局

(1) 子ども企画課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 子ども育成課

妊産婦、乳幼児とその保護者への支援に関すること。

(3) 子育て支援部

ア　幼児、児童の安全の確保に関すること。

イ　市内認定こども園や保育所等への支援に関すること。

ウ　災害時における臨時保育に関すること。

(4) 子ども相談所

災害時における一時保護所及び児童養護施設等への入所児童に対する危機管理に関すること。

10　産業振興局

(1) 産業政策課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 港湾事務所

港湾における船舶対策に関すること。

(3) ものづくり支援課

中小企業に対する災害特別融資に関すること。

(4) 雇用推進課

ア　被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること。

イ　災害による離職者に対する就職あっせんの要請に関すること。

(5) 農水産課

ア　被災農水産業者に対する災害融資に関すること。

イ　農作物及び家畜の防疫に関すること。

ウ　漁港施設対策に関すること。

エ　堺市立青果地方卸売市場の活動把握に関すること。

(6) 農業土木課

ア　農業施設の防災計画に関すること。

イ　ため池防災に関すること。

ウ　土地改良事業に関すること。

エ　耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。

11　建築都市局

(1) 都市政策課

ア　局内の災害対策の調整に関すること。

イ　管下事業主体の対策調整に関すること。

(2) 都市計画課

ア　防火地域・準防火地域の指定に関すること。

イ　震災に強い市街地形成に関する企画・立案に関すること。

(3) 公共交通担当課長・交通政策担当課長

公共交通関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 都市整備担当課長

ア　市街地再開発事業等に係わる事業の促進に関すること。

イ　密集住宅市街地の整備推進に関すること。

ウ　土地区画整理事業に係わる事業の推進に関すること。

エ　鳳駅南地域に係わる防災空間や市街地の整備推進に関すること。

(5) 臨海整備課

基幹的広域防災拠点の整備促進に関すること。

(6) 住宅まちづくり課

ア　公営住宅復旧計画に関すること。

イ　災害公営住宅整備に関すること。

ウ　応急仮設住宅建設用地の確保等事前準備に関すること。

エ　応急仮設住宅建設に関すること。

オ　住宅に関する相談窓口の設置に関すること。

カ　罹災都市借地借家臨時処理法に関すること。

キ　住宅復興計画の策定に関すること。

(7) 住宅管理課・住宅改良課

ア　被災市営住宅の応急対策に関すること。

イ　既設市営住宅の復旧に関すること。

(8) 大仙西地区整備室

ア　災害公営住宅整備に関すること。

イ　応急仮設住宅建設に関すること。

(9) 建築監理課・建築課・設備課

ア　市有建築物（新築）の耐震化に関すること。

イ　市有建築物（既設）の耐震化促進に関すること。

ウ　応急仮設住宅建設に関すること。

エ　市有建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。

(10) 開発調整部

ア　被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定実施本部に関すること。

イ　被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び調整に関すること。

ウ　宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定に関すること。

エ　被災宅地危険度判定制度の整備及び判定実施に関すること。

オ　建築物の防火、避難対策の促進に関すること。

カ　民間建築物の耐震化促進に関すること。

キ　宅地防災パトロールの活動に関すること。

ク　被災建築物応急危険度判定制度の整備及び判定実施に関すること。

12　建設局

(1) 建設総務課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 土木監理課

ア　土木部内の災害対策の調整に関すること。

イ　河川、海岸などの水防に関すること。

ウ　道路交通の確保に関すること。

(3) 地域整備事務所（西部、北部、南部）

ア　道路の被害等の調査及び応急復旧に関すること。

イ　道路における障害物の排除に関すること。

(4) 路政課

ア　道路交通情報盤等に関すること。

イ　道路区域の確認に関すること。

(5) 河川水路課

ア　河川等の整備に関すること。

イ　土砂災害危険箇所等の把握及び調整に関すること。

(6) 道路整備課

緊急交通路等における橋りょうの耐震化等に関すること。

(7) 道路計画課

都市計画道路の整備に関すること。

(8) 公園監理課

公園施設の適正管理に関すること。

(9) 公園緑地整備課

ア　避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園の整備に関すること。

イ　防災に資する緑の保全と創出に係る基本計画及び施行に関すること。

(10) 公園事務所（大浜、大仙、原池、泉ヶ丘）

ア　公園施設の適正管理に関すること。

イ　公園施設の被害等の調査及び応急復旧に関すること。

13　区役所

(1) 企画総務課等(各所管課については堺市事務分掌規則第 3 条別表第 3 を参照)

ア　区内の災害対策の調整に関すること。

イ　区災害対策本部事務局の運営に関すること。

ウ　災害対策本部、現地災害対策本部との連絡調整に関すること。

エ　区役所庁舎等の防災に関すること。(堺区役所を除く。)

オ　被害情報の収集・伝達・記録に関すること。

カ　市民相談に関すること。

キ　災害用物資・資器材の備蓄管理に関すること。

ク　避難行動に関すること。

ケ　救助・救急活動に関すること。

コ　災害時物資供給に関すること

サ　自主防災組織に関すること。

シ　日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市地区本部との連絡調整に関すること。

ス　区域を対象とする防災啓発や訓練の企画に関すること。

セ　災害救助法による給付に関すること。
ソ　被災者生活再建支援法による給付に関すること。
タ　堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関すること。

(2) 市民課
り災証明書発行に関すること。
(3) 保健福祉総合センター
ア　災害ボランティアの連絡・調整に関すること。
イ　避難行動要支援者対策の実施に関すること。
ウ　被災地の保健活動に関すること。

14　消防局

ア　消防に関する組織の整備に関すること。
イ　消防に関する教育及び訓練に関すること。
ウ　消防に関する物資、資機材の整備に関すること。
エ　消防施設の充実整備に関すること。
オ　災害通信伝達体制の整備に関すること。
カ　消防相互応援体制の整備に関すること。
キ　災害情報の収集に関すること。
ク　消防、水防その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
ケ　救助、救急、救護活動に関すること。
コ　消防施設の災害復旧に関すること。
サ　消防活動情報の収集、伝達及び広報に関すること。
シ　消防活動要員の確保に関すること。
ス　消防団の要請及び指揮に関すること。
セ　消防計画に関すること。
ソ　堺市総合防災センターに関すること。
タ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握（消防団）
チ　地域住民の避難誘導の実施（消防団）
ツ　消火活動及び救助活動の実施（消防団）

15　会計室

ア　災害救助基金の出納に関すること。
イ　義援金品受入れに関すること。
ウ　災害時物資供給に関すること。

16　上下水道局

ア　水道水の供給確保に関すること。

イ　上下水道施設の耐震化等に関すること。
ウ　上下水道施設の被害状況の把握に関すること。
エ　水道事業及び下水道事業の広域応援の要請に関すること。
オ　給水の制限・停止に関すること。
カ　公共下水道の使用制限に関すること。
キ　上下水道施設の災害復旧事業計画に関すること。
ク　応急給水及び応急復旧に関すること。
ケ　上下水道施設の災害対策調整に関すること。
コ　浸水地域の把握に関すること。

17　教育委員会

ア　指定避難所（市立学校園等に限る。）に関すること。
イ　防災教育に関すること。
ウ　幼児・児童・生徒の安全の確保に関すること。
エ　災害応急教育に関すること。
オ　被災幼児・児童・生徒の心身の健康保持に関すること。

第２　大阪府

【大阪府】

１　政策企画部（危機管理室）

(1) 府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること。
(2) 市町村等防災機関との調整に関すること。
(3) 市町村地域防災計画の指導に関すること。
(4) 国・市町村との連絡に関すること。
(5) 自衛隊との連絡調整に関すること。
(6) 津波対策に関すること。
(7) 市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。

２　鳳・富田林土木事務所

(1) 土砂災害警戒区域等の指定
(2) 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の連絡調整等に関すること。
(3) 府直轄公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の水防管理者等への現地指導、洪水予報等の伝達、被災状況の把握に関すること。

３　大阪港湾局

(1) 大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること
(2) 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること
(3) 海務関係官庁との連絡調整に関すること
(4) 舶の対策に関すること
(5) 海上の流木処理、流出油の防除措置に関すること
(6) 津波・高潮対策に関すること

4　泉州農と緑の総合事務所

ため池の防災対策、災害応急対策、水防対策等に関すること。

第３　府警察

【府警察】

(1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握及び二次被害の防止に関すること。
(2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
(3) 交通規制・管制に関すること。
(4) 広域応援等の要請・受入れに関すること。
(5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。
(6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
(7) 災害資機材の整備に関すること。

第４　関西広域連合

【関西広域連合】

(1) 大規模広域災害時の広域的な応援･受援の調整に関すること。
(2) 大規模広域災害時における構成府県市、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること。
(3) 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること。
(4) 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること。

第５　自衛隊（陸上自衛隊第３師団）

【自衛隊（陸上自衛隊第３師団)】

(1) 地域防災計画に係る訓練実施に対する支援、協力に関すること。
(2) 府・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。
(3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

第６　指定地方行政機関

【各指定地方行政機関】

１　近畿総合通信局

(1) 非常通信体制の整備に関すること。
(2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施に関すること。
(3) 災害時における電気通信の確保に関すること。
(4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去に関すること。
(5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
(6) 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること。
(7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

２　大阪管区気象台

(1) 観測施設等の整備に関すること。
(2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
(3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。
(4) 災害の発生が予想される時や、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予報の解説等に関すること。
(5) 市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。

３　近畿地方整備局

(1) 直轄公共土木施設の整備及び管理に関すること。
(2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
(3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
(4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
(5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
(6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
(7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
(8) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること。
(9) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
(10)海上の流出油に対する防除措置に関すること。
(11)港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること。
(12)港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること。
(13)災害時における技術者､防災ヘリ､各災害対策車両等による支援に関すること。
(14)基幹的広域防災拠点の整備及び復旧に関すること。
(15)港湾広域防災区域の指定と大規模災害時の運用管理に関すること。

(16)市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。

4　近畿運輸局

(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること。
(2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
(3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること。
(4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請に関すること。
(5) 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること。
(6) 災害時における交通機関利用者への情報提供に関すること。

5　近畿地方測量部

(1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること。
(2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
(3) 防災地理情報の整備に関すること。

6　大阪海上保安監部（堺海上保安署）

(1) 災害の情報収集、伝達及び被害調査に関すること。
(2) 海難救助に関すること。
(3) 船艇及び航空機による飲料水及び救援物資等並びに避難者等の輸送に関すること。
(4) 流出油等の危険物防除等海域における災害応急対策の実施に関すること。
(5) 被災沿岸周辺海域における治安の維持及び犯罪の予防、取締りに関すること。
(6) 船舶交通の整理規制及び指導等の安全確保に関すること。
(7) 水路の測量に関すること。
(8) 航路標識の復旧等に関すること。
(9) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。
(10)危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること。
(11)海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

7　近畿中部防衛局

(1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
(2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する大阪府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

第７　指定公共機関

【各指定公共機関】

１　西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTT コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び株式会社 NTT ドコモ（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
(4) 災害時における重要通信確保に関すること。
(5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
(6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
(7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。
(8) 「災害伝言板サービス」の提供に関すること。

２　KDDI 株式会社（関西総支社）

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
(4) 災害時における重要通信確保に関すること。
(5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
(6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
(7)「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

３　日本赤十字社（大阪府支部）

(1) 災害医療体制の整備に関すること。
(2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
(3) 災害時における救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
(4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
(5) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
(6) 指定避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
(7) 救援物資の備蓄に関すること。

４　西日本高速道路株式会社（関西支社）、阪神高速道路株式会社

(1) 道路施設の整備と防災管理に関すること。
(2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。

(3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
(4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

5　西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）

(1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
(5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

6　大阪ガス株式会社（南部導管部）

(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。
(2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
(3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
(4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
(5) 施設の被災状況の情報提供に関すること。

7　日本通運株式会社（堺支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び西濃運輸株式会社

(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
(2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

8　関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社

(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
(2) 災害時における電力による二次災害防止に関すること。
(3) 災害時における電力の供給確保に関すること。
(4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
(5) 施設の被災状況の情報提供に関すること。

9　日本放送協会（大阪放送局）

(1) 防災知識の普及等に関すること。
(2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
(3) 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
(4) 気象予警報等の放送周知に関すること。
(5) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること。
(6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。

(7) 災害時における広報に関すること。
(8) 災害時における放送の確保に関すること。
(9) 災害時における安否情報の提供に関すること。

10　日本郵便株式会社（堺、堺金岡、堺中、鳳、泉北、浜寺、美原）

(1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
(2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
(3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

第８　指定地方公共機関

【各指定地方公共機関】

１　各土地改良区（光明池、狭山池）

(1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
(2) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
(3) 湛水防除活動に関すること。
(4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

２　公益社団法人大阪府看護協会

(1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
(2) 被災者に対する看護活動に関すること

３　南海電気鉄道株式会社（堺駅）、大阪市高速電気軌道株式会社

(1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
(4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
(5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

４　各民間放送株式会社

(1) 防災知識の普及等に関すること。
(2) 災害時における広報に関すること。
(3) 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
(4) 気象予警報等の放送周知に関すること。
(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
(6) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

５　一般社団法人大阪府トラック協会（泉州支部）

(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
(2) 災害時における緊急物資等の緊急輸送の協力に関すること。
(3) 復旧資器材等の輸送協力に関すること。

6　一般社団法人大阪府 LP ガス協会

(1) LP ガス施設の整備と防災管理に関すること。
(2) 災害時における LP ガスによる二次災害防止に関すること。
(3) 災害時における LP ガス及び LP ガス器具等の供給確保に関すること。
(4) 被災 LP ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

7　大阪広域水道企業団

(1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること。
(2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関すること。
(3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること。
(4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関すること。
(5) 応急給水及び応急復旧に関すること。
(6) 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること。

8　大阪府道路公社

(1) 公社管理道路の整備と防災管理に関すること。
(2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
(3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
(4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

第９　公共的団体

【危機管理室】

1　地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター

(1) 災害時における医療の提供に関すること。
(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）に関すること。
(3) 災害時用医薬品・医療器材等の備蓄に関すること。

2　阪堺電気軌道株式会社、泉北高速鉄道株式会社

(1) 鉄道又は軌道施設の防災管理に関すること。
(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
(4) 災害時における鉄道又は軌道通信施設の利用に関すること。
(5) 被災施設の復旧事業の推進に関すること。

3　一般社団法人堺市医師会

(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
(2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

4　一般社団法人堺市歯科医師会、一般社団法人狭山美原歯科医師会

(1) 災害時における歯科医療救護活動に関すること。
(2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

5　一般社団法人堺市薬剤師会

(1) 災害時における医療救護に関すること。
(2) 公衆衛生の活動に関すること。
(3) 医薬品等の確保及び供給に関すること。

6　社会福祉法人堺市社会福祉協議会

(1) 災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること。
(2) 災害ボランティアの募集・受け入れ・活動の調整に関すること。
(3) 災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習・登録に関すること。

第５節　市民、事業者の基本的責務

【第５節の構成】

第５節 市民、事業者の 基本的責務	第１　市民	P.50
	主担当：市民	
	第２　事業者	P.51
	主担当：事業者	
	第３　NPO・ボランティア等多様な機関との連携	P.52
	主担当：市民、事業者	

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、ともに助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進め、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第１　市民

【市民】

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

１　平常時の実践事項

(1) 防災知識を習得すること。
(2) 家屋等、ブロック塀の耐震性向上及び適正管理、家具の転倒防止の対策をすること。
(3) ガス器具などの安全点検をすること。
(4) 避難場所、避難路の確認をすること。
(5) 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄をすること。
(6) 自主防災組織など地域の防災訓練へ積極的に参加すること。
(7) 過去の災害から得られた教訓を伝承すること。

２　災害時に実践に努める事項

(1) 指定避難所の自主的運営をすること。
(2) 正確な情報の把握及び伝達をすること。
(3) 出火の防止措置及び初期消火をすること。

(4) 近隣の負傷者の救出及び救護をすること。
(5) 避難行動要支援者への支援をすること。
(6) 適切な避難をすること。
(7) 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力をすること。

第２　事業者

【事業者】

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を進め、地域の防災活動に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施し、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

１　平常時の実践事項

(1) 防災体制を整備すること。
(2) 建築物等の耐震性の向上及び適正管理をすること。
(3) 施設及び設備等の安全管理をすること。
(4) 防災訓練を実施すること。
(5) 従業員への防災知識を普及させること。
(6) 防災資器材を備蓄すること。
(7) 飲料水、食料及び生活必需品を備蓄すること。
(8) 保有する防災資器材を地域の防災活動に活用するなど、地域の防災活動への参加及び協力をすること。
(9) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の策定に努めること。

２　災害時に実践に努める事項

(1) 正確な情報を把握し伝達すること。
(2) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
(3) 二次災害の防止に努めること。
(4) 従業員や利用者等の避難誘導をすること。
(5) 従業員のみならず、市民の負傷者の救出及び救護をすること。

第３　NPO・ボランティア等多様な機関との連携

【市民、事業者】

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保し、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第 6 節　計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平常時における計画の円滑な実施を図るため、また災害時における各機関の有する機能を十分に発揮させるため、常に調査、研究及び教育を実施して本計画及びこれに関連する他の計画を習熟する。

また、防災対策の総合的な推進を図るため、住民への周知を図る。

第 7 節　計画の広域的推進

市及び防災関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していき、相互に密接な連携を図る。また、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図る。

第 8 節　計画の修正

防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。